

【事業者新型コロナウイルス陽性者や濃厚接触者が出た場合の対応】

発生時の健康観察について

①保健所は、陽性者の職場に濃厚接触者がいる場合は、濃厚接触者の健康観察の必要性があるため、本人の了解を得て、職場へ連絡します。

※職場の人に濃厚接触者がいない場合は保健所からは報告しません。その場合は、本人が職場へ報告することになります。

②陽性者は入院となり、濃厚接触者は自宅待機を要請されます。保健所は必要に応じて、陽性者本人の同意を得て事業所（就業先）に調査協力を要請します。そのため、保健所から協力要請があった場合の連絡担当者を決めておきます。

③事業所は、保健所からの調査協力要請に基づき、事業所における接触者と接触状況を確認しリストを作ります。

⇒ 様式は任意

記載項目：「氏名」、「性別」、「生年月日」、「住所」、「連絡先」、「最終接触日及び接触状況」

※ リストを基に保健所が接触状況に応じて事業所内の濃厚接触者を特定します。

④連絡担当者は、自宅待機期間中の濃厚接触者の健康観察結果を電話で確認のうえ取りまとめ、発熱や咳など風邪様症状が出現した場合は、保健所に連絡します。

※ 健康観察期間は、陽性者と発症2日前以降に最終接触した翌日から起算して14日間です。

施設内の消毒等について

新型コロナウイルス感染症の陽性者が職場で発生した場合は、消毒作業を行います。

① 事業所における消毒は、保健所の指示により事業所から実施してもらいます。

「消毒作業工程（建物、物品）令和2年3月18日 十日町保健所作成」参照

② 事業所の閉鎖、再開についても、保健所への相談が可能です。

事業者の健康管理の徹底

事業所での発症を防ぐため、事業者の健康管理の徹底をお願いします。（裏面参照）

その他

① 陽性者、濃厚接触者の休暇の扱いを決めておきます。

陽性者が入院となり、濃厚接触者は自宅待機を要請されるので、労働者を休ませる場合の措置（休業手当、特別休暇など）の扱いをどうするか予め決めておきます。

※新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）参照

◇ 事業者の健康管理の徹底

- ① 出勤前に体調を確認する。(体温測定を行う)
- ② 出勤時、トイレの後、食事の前、作業場や休憩室等への出入り時などの手洗いや咳エチケットの励行を実施する。
- ③ 手洗いタオルや茶わんの共有をしないこと、ドアノブ・パソコン・受話器等の定期的な消毒を実施する。
- ④ 事業所の換気励行、執務スペースの分散、事業者や店舗利用者の間隔の確保などを実施する。
- ⑤ 自転車・徒歩等による通勤の推進、公共交通機関を用いる場合の時差出勤など、移動時における人との交わりを低減する取組を実施する。
- ⑥ 発熱等の症状が見られる事業者は出勤自粛を行うなど仕事を休み自宅で療養する。
風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続く、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、速やかに「帰国者・接触者相談センター」に電話し相談する。
- ⑦ 業務上も私生活においても、不要不急の外出は避ける。また換気が悪い(密閉空間)・多数が集まる(密集場所)・間近で会話や発声をする(密接場面)という3つの密を避ける。
- ⑧ 他都道府県からの不要不急の帰省や旅行・来県など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避ける。

《問合せ先》

○十日町市役所市民福祉部健康づくり推進課 ☎757-9759

○症状に不安がある場合

帰国者・接触者相談センター(24時間対応) 十日町保健所

平日：午前8時30分～午後5時15分 ☎757-2401

土・日・祝日：午前9時～午後5時 ☎757-2401

夜間：上記時間以外 ☎757-6346

○症状がない方やどこに相談したらよいか迷った方

新潟県新型コロナウイルス感染症コールセンター

平日：午前8時30分～午後5時 ☎025-282-1754 (ダイヤルイン)

○厚生労働省

休業や労働時間変更への対応について 詳細は 新型コロナ Q&A で検索